



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 三洋工業株式会社
代表者名 取締役社長 菊地 政義
(コード番号:5958 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 原田 実
TEL (03) 3685-3451

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の当社第83期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 平成29年6月28日開催予定の当社第83期定時株主総会で「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたしまして、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数を、8,000万株から800万株に変更するものであります。
- (2) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>800</u> 万株とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第38条 (条文省略)	第9条～第38条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則 本定款第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

以上